第五条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項第一号中「及び指定食肉」を削り、同項第二号中「安定下位価格」の下に「及び安定上位価格」を加え、同項第三号を削り、同条第二項中「にあつては生産者」を「の生産者」に改め、「、指定食肉にあつては政令で定める主要な消費地域に所在する中央卸売市場における売買価格について」を削り、同条第三項中「下つて原料乳」を「下回つて原料乳及び」に改め、「及び指定食肉」を削り、「こえて」を「超えて」に改め、同条第四項中「又は指定食肉（当該家畜を含む。）」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条を第四条とする。

第二章を第三章とする。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条　独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。

一　次のいずれにも該当する積立金（次項及び第三項において「積立金」という。）の積立てに要する負担金を支出しているものであること。

イ　標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであること。

ロ　肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるものであつて、交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。

ハ　積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

二　その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2　交付金の額は、農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準的販売価格との差額に、肉用牛又は肉豚の再生産を確保することを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、肉用牛又は肉豚（積立金の対象とされているものに限る。）であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。

3　積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、交付金の額から控除するものとする。

4　第一項及び第二項に規定する「標準的販売価格」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規定する「標準的生産費」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいう。

附則第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条　削除

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正）

第七条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置（第十一条―第十八条）
第三節　甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付（第十九条―第二十二条）」を「第二節　異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置（第十一条―第十八条）
第三節　輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置（第十八条の二―第十八条の七）
第四節　甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付（第十九条―第二十二条）
第五節　雑則（第二十三条―第二十五条の二）」に改める。

第一条中「異性化糖」の下に「及び輸入加糖調製品」を加える。

第二条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　この法律において「輸入加糖調製品」とは、砂糖を使用した輸入される調製品であつて、砂糖との用途の競合の状況に鑑み、国内産糖の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものをいう。

第九条第一項第一号中「次のハに掲げる」を「、次のハに掲げる額に次のニに掲げる額を加えて得た」に改め、同号ハ中「適用される」の下に「異性化糖に係る軽減額として」を、「得た額」の下に「。以下この条において「異性化糖軽減額」という。」を加え、同号に次のように加える。

ニ　当該輸入申告の時について適用される輸入加糖調製品に係る軽減額として農林水産大臣の定める額（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この条において「加糖調製品軽減額」という。）

第九条第一項第二号中「次のハに掲げる」を「、次のハに掲げる額に次のニに掲げる額を加えて得た」に改め、同号ハ中「前号ハの農林水産大臣の定める額」を「異性化糖軽減額」に改め、同号に次のように加える。

ニ　加糖調製品軽減額に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

第九条第三項中「第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額」を「異性化糖軽減額」に改め、「、第十二条第一項の」の下に「砂糖年度を区分した」を加え、同項第三号中「第十五条第一項」を「第十五条第一項第一号」に改め、同条第四項中「第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額」を「異性化糖軽減額及び加糖調製品軽減額」に、「、準用する」を「準用する」に改め、「あるのは」の下に「異性化糖軽減額にあつては」を、「改定された場合」の下に「と、加糖調製品軽減額にあつては「第十八条の二第一項の加糖調製品糖調整基準価格又は第十八条の三第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格が改定された場合」を、「第九条第三項」の下に「と、加糖調製品軽減額にあつては「第九条第四項」を加え、「の期間」を「の砂糖年度を区分した期間」と、加糖調製品軽減額にあつては「第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　加糖調製品軽減額は、第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じて得た額を、政令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格に換算した額を限度として、定めるものとする。

一　その適用期間の属する砂糖年度の前年度における加糖調製品糖（輸入加糖調製品に含まれる砂糖をいう。以下同じ。）の輸入数量を基準とし当該年度におけるその輸入数量の見込数量を参酌して定めた加糖調製品糖の推定輸入数量（第十八条の六第三項において「加糖調製品糖推定輸入数量」という。）

二　その適用期間の属する砂糖年度における第二項第二号に掲げる数量

三　その適用期間における第十八条の二第一項の加糖調製品糖調整基準価格と第十八条の三第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格（当該加糖調製品糖の平均輸入価格が当該加糖調製品糖調整基準価格以上の額である場合には、当該加糖調製品糖調整基準価格）との差額に、その適用期間の属する砂糖年度に係る第十八条の六第一項の加糖調製品糖調整率を乗じて得た額

第十一条第一項ただし書及び第六項中「に規定する」を「の規定により定められる」に改める。